

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三七
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三七
- 道路の供用を開始する件 三七
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三七
- 浸水想定区域を指定した件二件 三六

告示

福島県告示第四百二十七号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和五年七月一日救急病院として認定した。
 令和五年七月七日

名称 所在地 福島県知事 内堀雅雄
 医療法人社団茶畑会相馬中央 相馬市沖ノ内三丁目五番地の 令和八年六月三〇日
 病院 一八 (地域医療課)

福島県告示第四百二十八号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年七月七日から令和五年八月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年七月七日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
- 二 中町再開発ビル 福島県郡山市中町七番地ほか
- 三 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百二十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和五年七月七日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和五年七月七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道石川鴉子線	石川郡石川町大字中田字八又二四番一地从先から 同郡同町大字中田字上矢造三 一七番地先まで	令和五年七月七日

（道路計画課）

公告

公告第三百三十九号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
 令和五年七月七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称 四時川沿岸土地改良区
 退任した役員 氏名 住所
 役別 氏名 住所
 理事 芳賀 一三 いわき市川部町横根二三番地の一

同 薄井 正一 同 市錦町大島七一番地

(農村計画課)

公告第四百十号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第三号の規定により、渚川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県いわき建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和五年七月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(河川整備課)

公告第四百十一号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第三号の規定により、上遠野川及び入遠野川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県いわき建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和五年七月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(河川整備課)